

子 高 第 613 号
令和2年8月14日

高齢者施設施設長
介護保険サービス事業所管理者 殿

沖縄県子ども生活福祉部
高齢者福祉介護課長
(公印省略)

沖縄県緊急事態宣言の延長について

沖縄県内における新型コロナウイルスの感染拡大は、引き続き大変厳しい状況となっているため、8月13日に沖縄県緊急事態宣言の延長が決定されました。(宣言期間：8月1日～8月29日)

貴施設におかれましては、「沖縄県緊急事態宣言」(別添1)、沖縄県高齢者福祉介護課発出の「沖縄緊急事態宣言の発出に伴う対応について」(令和2年7月31日子高第560号)、「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う高齢者施設等の徹底した対応について」(令和2年8月13日子高第608号)及び厚生労働省の通知等を基に、感染拡大防止対策の徹底等に引き続き取り組むとともに、下記のとおり対応頂きますようお願いいたします。

記

1 感染者等の発生に備えた対応について

施設等において、必要なマスク等の防護具や手指消毒用エタノール等状況を把握するとともに、必要に応じて確保すること。

職員に感染者等が発生した場合の人員体制の確保に関する施設内・法人内等で検討すること。

高齢者施設にあっては、感染者等が発生した場合に備え個室管理や生活空間等の区分けに係るシミュレーションを行うとともに、感染者等が発生した場合の対応方針について、入所者や家族と共有しておくこと。

2 居宅系サービスの利用について

クラスター発生による感染リスク軽減の観点から、居宅系サービスの利用者について、利用者やその同居家族等に感染者等が発生した場合は、利用事業所及び居宅介護支援事業所等へ速やかに情報を提供するよう協力を求めています。

3 感染拡大防止策の徹底について

8月13日の沖縄県子ども福祉部長及び沖縄県中部病院感染症内科高山医師による記者会見(録画)を公開しています、職員間で広く周知・視聴し、感染拡大防止へのご協力お願いいたします。

動画掲載場所 「沖縄県公式チャンネル YouTube」に掲載

○高齢者施設等における感染拡大防止について

<https://www.youtube.com/watch?v=EIMSU1lyGIY>



○高山医師による「8つのポイント」(別添2)

4 事業所等への支援等について

①新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分)

- ・感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業

感染症対策に要する衛生用品等の購入等(令和2年4月1日購入分から対象)

※国が示している上限額の範囲内で支給が可能となっております。

※領収書等の保管をお願いいたします。

- ・介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業

利用者と接する職員に慰労金の支給

など

8月17日中に沖縄県HPに掲載いたします。

https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/korei/shido/shingatakorona-virushoukatstatus_hien.html

※事業の概要は、県HPにリンクされている厚生労働省HPで確認できます。

②介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業

利用者や職員に感染者が発生した又は休業要請を受けた介護サービス事業所等が、感染機会を減らしつつ必要な介護サービスを継続して提供できるよう、通常の介護サービスの提供時では想定されない、かかり増し経費に対しての支援

※準備が整い次第、別途ご案内いたします。

担当：高齢者福祉介護課 電話：098-866-2214
